特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取 り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務 -
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、統合宛名システム、甲舌受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、 データ連携システム、中間サーバ、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理シ ステム
2. 特定個人情報ファイル	LA
1. 当初資料ファイル、2. 障	害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 第二十四項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条
4. 情報提供ネットワーク	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
①実施の有無 ②法令上の根拠	1) 実施する [実施する] 2) 実施しない
	[実施する] 2) 実施しない 3) 未定 (情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 48項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
②法令上の根拠	[実施する] 2) 実施しない 3) 未定 (情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 48項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

 適用した理由
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		17年6月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年6月30日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	ı]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

/. 特定個人	、情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介	・ 在させる作業				[]人 ²	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		の上で訂	己載されたマイナンバ	一の真正性	を確認してい	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている はく、申請者からマイナンバーの提供を受け、ない。申請者からマイナンバーが得られない場 は3情報による照会をしている。	
9. 監査							
実施の有無		[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者(こ対する教育・	啓発					
従業者に対す	⁻ る教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11 早十厘2							
11. 取で変力	た度が高いと考	えられる	る対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
	高いと考えられ	[2) [《選択 肥 1) [2) [3) 和 4) 章 5) 7 6) 1 7) 1 8) 4	目的を超えた紐付け、 支> 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正。 不正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスクイ 事務に必要 で不正に使月 な使用等の テわれるリス システムをデ システムを システムを い、滅失・毀	要のない情報 への対策 要のない情報 での対策 をあるいるのがです。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	限との紐付けが行われるリスクへの対策 限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。 かの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策)
最も優先度が	高いと考えられ	[2) [選択 肥 1) [2) [3) 4 4) 5 5) 7 6) 1 7) 1 8) 1	目的を超えた紐付け、 支> 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における転が行 表正な提供・移転ワーク 情報提供ネットワーク 情報提供人情報の漏え で業者に対する教育	れるリスクイ 事務に使 で で で で で で で で で で で か ステム 大 シ ステ 大 ・ と ・ と き ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	要のない情報 への対ないでは、 でのかないのがないののでは、 でのかれるのでででででででででででででで、 通道に損リスクへの はいました。 では、 できない はい	限との紐付けが行われるリスクへの対策 限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	

変更箇所

変 史 固	וליו				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	·番号法 第9条(利用範囲)	・番号法 第9条(利用範囲)	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	(情報提供の根拠) ・番号法	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 Ⅱしきい値判断項目	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	関における担当部署	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事前	
令和2年1月31日	I 5.評価実施機関における 担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用	·番号法 第9条(利用範囲)	·番号法 第9条(利用範囲)	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事前	
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	·番号法 第9条(利用範囲)	·番号法 第9条第1項(利用範囲)	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 8. 人手を介在させる作業	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和6年10月31日	判断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和6年10月31日	11. 最も慢先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年10月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを	個人住民税システム、統合宛名システム、申 告受付システム、eLTAXシステム、国税連携シ	個人住民税システム、統合宛名システム、申 告受付システム、eLTAXシステム、国税連携シ	事前	